

○西郷村子ども等の居場所づくり応援補助金交付要綱

令和3年4月1日

告示第63号

(趣旨)

第1条 この要綱は、村内において、子ども食堂を運営する者（村内に活動拠点を置き、組織の運営に関する規則、会則等を定めている団体であって、政治、宗教又は営利活動を目的としないものに限る。以下「補助事業者」という。）に対し、その経費の一部又は全部を補助することについて、西郷村補助金等の交付等に関する規則（昭和49年西郷村規則第13号）及び西郷村補助金等交付基準（平成28年西郷村訓令第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 子ども等 村内に居住する者をいう。

(2) こども食堂 子ども等の生活向上のために、補助事業者が食事の提供等を行う場であって、次のいずれにも該当するものをいう。

ア 開催する形態がおおむね次のとおりであること。

(ア) 開催回数が月に1回以上

(イ) 1回の開催時間が2時間以上

イ 安全面、衛生面及び食物アレルギー等に十分配慮しているものであること。

ウ 子どもに対して、学習支援や基本的な生活習慣の習得支援を行うこと。

エ 子どもに対して、原則として無償で食事の提供を行うこと。

オ 子どもが幅広く参加できるように広報活動等を行い、補助事業者の関係者等特定の者しか参加できない運営を行わないこと。

(補助対象事業等)

第3条 補助金は、補助事業者が、こども食堂事業（以下「補助事業」という。）を村内で行う場合に要する経費について、補助事業者に対して交付するものとし、その補助金の額は1か月あたり4万円を上限とし、補助対象経費は別表のとおりとする。

(交付申請書の添付書類等)

第4条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助金等交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添え、補助金を受けようとする最初のこども食堂開催日の前日までに村長に提出しなければならない。ただし、第3号に規定する書面については、団体の決算確定日から起算して14日以内に提出するものとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 前年度決算書（団体が前年度から活動している場合）
- (4) 補助事業者の団体運営に関する規則等及び役員名簿の写し
- (5) その他村長が必要と認める書類

2 前項に定める申請書の提出期限について、その日が土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日又は12月29日から翌年の1月3日までの日に当たるときは、その前日までとする。

（補助金交付決定）

第5条 村長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、西郷村子ども等の居場所づくり応援補助金交付決定通知書（様式第4号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の変更承認申請）

第6条 前条により交付決定を受けた補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、西郷村子ども等の居場所づくり応援補助金（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第5号）を提出し、村長の承認を受けなければならない。ただし、第1号に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

- (1) 事業の内容を変更しようとするとき。
- (2) 収支予算書の額を2分の1以上変更しようとするとき。
- (3) 事業を中止または廃止しようとするとき。

（実績報告）

第7条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに補助事業等実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添え、村長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式第7号）
- (2) 収支決算書（様式第8号）
- (3) 領収書又は支払を証する書類の写し
- (4) その他村長が必要と認める書類

（補助金額の確定通知）

第8条 村長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、西郷村子ども等の居場所づくり応援補助金額確定通知書（様式第9号）により通知する。

2 村長は、前項の規定に関わらず、事業の円滑な遂行のため必要と認めるときは、交付決定額の範囲において、概算払により補助金を交付することができる。

(補助金の請求)

第9条 補助事業者は、前条第1項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、西郷村子ども等の居場所づくり応援補助金交付請求書(様式第11号)を村長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前条第2項の規定により概算払の交付を受けようとするときは、西郷村子ども等の居場所づくり応援補助金概算払請求書(様式第10号)を村長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第10条 補助事業者は、補助金の確定により受けるべき補助金の額を超える補助金を既に交付されているときは、その差額を返還しなければならない。

(交付決定の取消)

第11条 村長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定額の全部または、一部を取り消すことができる。

- (1) 偽り、その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を交付対象事業以外の用途に使用したとき。
- (3) その他、この要綱等の規定に違反したとき。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (令和6年3月21日告示第43号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

費目	内容
食材費	食材品の購入費
消耗品費	食器、容器、衛生用品、学習用品等の購入費
光熱水費	自宅や店舗等が実施場所の場合は、子ども食堂の取組分としての金額が明確でない場合、開所時間で按分する等の方法で算出すること
印刷製本費	チラシ、ポスター、パンフレット等の印刷費
保険料	損害保険、賠償責任保険等の保険料
食品衛生責任者となるための講習の受講料	食品衛生責任者養成講習会の受講料

備考 この表で算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる

ものとする。

様式 (省略)